

デイサービスセンター豊邑苑

通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人興仁会が開設するデイサービスセンター豊邑苑通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理評価を行う。

6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

デイサービスセンター豊邑苑通所介護事業所

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

広島県東広島市豊栄町能良4 1 3 番地

(職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (6) 調理員 1名以上
調理員は、利用者の食事を提供する。
- (7) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者の栄養管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～金曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとする。ただし、サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第8条 指定通所介護の利用定員は、20名とする。

(第1号通所事業サービス定員を含む)

(通所介護の内容)

第9条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動の介助
 - ウ. 通所の介助等その他必要な身体の介護

エ. 養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループワーク

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 趣味活動

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態

ア. 一般浴槽による入浴（事業所専用浴槽）

イ. 特殊浴槽による入浴（共用浴槽：特別養護老人ホーム豊邑苑及び豊邑苑短期入所生活介護事業所と共用。）

事業所の利用者の入浴時間（午前10時00分から午後12時00分までとする）

・介助の種類（必要に応じて行う）

ア. 衣類着脱

イ. 清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な介助

(6) 食事サービス

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ. 福祉用具の利用法の相談、助言

ウ. その他の必要な相談、助言

（通所介護計画の作成等）

第10条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計

画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理評価を行う。

(通所介護の利用料)

第11条 本事業所が指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスとして提供された場合の利用料は1割、2割又は3割とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費 1食につき 650円
- (2) 前号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

紙下着 (M サイズ)	100 円/枚
紙下着 (L サイズ)	120 円/枚
おむつ	100 円/枚
歯ブラシ	100 円/本
入れ歯用歯ブラシ	500 円/本
尿取りパット	20 円/枚
学習療法教材費	2,200 円/月

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込または郵便振替により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

東広島市（福富町、豊栄町、河内町、高屋町）、三原市（大和町）

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者はサービス利用にあたって、次に掲げる事項について留意する。

- (1) 事業所内の設備、器具等の使用に関しては、本来の使用方法で使用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償を求められることがあること。
- (2) 金銭、危険物、生き物及び食べ物については原則持込み禁止とする。

(サービスの提供記録の記載)

第 14 条 指定通所介護を提供した際は、その提供日及び内容、当該指定通所介護について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第 15 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第 16 条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 18 条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議する。また、研修会を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第 19 条 通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 20 条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措

置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第 22 条 事業所は利用者本人及びその他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所が緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の方法、時間帯及び時間を説明し、同意をうけた後行うものとする。
- 3 事業所は身体的拘束等を行う場合、経過観察記録を整備し、身体的拘束等を解除する為に鋭意検討を行うものとする。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画）

第 23 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 24 条 従業者等の質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

- 2 従業者等はその勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときはこれを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成12年 5月11日から施行する。
- この規程は、平成12年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年12月20日から施行する。
- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 2月25日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 3月17日から施行する。
- この規程は、平成21年 3月19日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月16日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 6月16日から施行する。
- この規程は、平成29年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和元年 9月24日から施行する。
- この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和3年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和4年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和5年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和6年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和6年 7月 1日から施行する。
- この規定は、令和7年 11月13日から施行する。

デイサービスセンター豊邑苑通所介護事業所

指定第1号通所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人興仁会が開設するデイサービスセンター豊邑苑通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定第1号通所事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な第1号通所事業を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する第1号通所事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に個別援助計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理評価を行う。

6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った第1号通所事業を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

デイサービスセンター豊邑苑通所介護事業所

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

広島県東広島市豊栄町能良413番地

(職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、第1号通所事業の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (6) 調理員 1名以上
調理員は、利用者の食事を提供する。
- (7) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者の栄養管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～金曜日 ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとする。ただし、サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第8条 指定第1号通所事業の利用定員は、20名とする。

(居宅サービス定員を含む)

(第1号通所事業の内容)

第9条 指定第1号通所事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動の介助

- ウ. 通所の介助等その他必要な身体介護
- エ. 養護（休養）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア. 日常生活動作に関する訓練
 - イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ウ. グループワーク
 - エ. 行事的活動
 - オ. 体操
 - カ. 趣味活動
- (4) 送迎サービス
 - 障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
 - 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴（事業所専用浴槽）
 - イ. 特殊浴槽による入浴（共用浴槽：特別養護老人ホーム豊邑苑及び豊邑苑短期入所生活介護事業所と共用。）
 - 事業所の利用者の入浴時間（午前10時00分から午後12時00分までとする）
 - ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱
 - イ. 清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助
- (6) 食事サービス
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事の介助
- (7) 相談、助言等に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
 - ウ. その他の必要な相談、助言

（個別援助計画の作成等）

第10条 第1号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置

かかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に個別援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った個別援助計画を作成する。

- 2 個別援助計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、個別援助計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理評価を行う。

(第1号通所事業の利用料)

第11条 本事業所が提供する指定第1号通所事業の利用料は、東広島市が定めた額とし、当該第1号通所介護が法定代理受領サービスとして提供された場合の利用料は1割、2割又は3割とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費 1食につき 650円
- (2) 前各号に掲げるものの他、第1号通所事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

紙下着 (M サイズ)	100 円/枚
紙下着 (L サイズ)	120 円/枚
おむつ	100 円/枚
歯ブラシ	100 円/本
入れ歯用歯ブラシ	500 円/本
尿取りパット	20 円/枚
学習療法教材費	2,200 円/月

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込または郵便振替により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

東広島市（福富町、豊栄町、河内町、高屋町）、三原市（大和町）

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者はサービス利用にあたって、次に掲げる事項について留意する。

- (1) 事業所内の設備、器具等の使用に関しては、本来の使用方法でを使用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償を求められることがあること。

(2) 金銭、危険物、生き物及び食べ物については原則持込み禁止とする。

(サービスの提供記録の記載)

第14条 指定第1号通所事業を提供した際は、その提供日及び内容、当該指定第1号通所事業について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第16条 提供した指定第1号通所事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する第1号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 第1号通所事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議する。また、研修会を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第19条 第1号通所事業の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第20条 第1号通所事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 22 条 事業所は利用者本人及びその他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所が緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の方法、時間帯及び時間を説明し、同意をうけた後行うものとする。
- 3 事業所は身体的拘束等を行う場合、経過観察記録を整備し、身体的拘束等を解除する為に鋭意検討を行うものとする。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画)

第 23 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して第 1 号通所事業サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 24 条 従業者等の質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

- 2 従業者等はその勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときはこれを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記

録、帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月16日から施行する。

この規程は、令和元年 9月24日から施行する。

この規程は、令和3年 4月16日から施行する。

この規程は、令和4年 4月16日から施行する。

この規程は、令和5年 4月16日から施行する。

この規程は、令和6年 4月16日から施行する。

この規程は、令和6年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 11月13日から施行する。

デイサービスセンター豊邑苑通所介護事業所

指定第1号通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人興仁会が開設するデイサービスセンター豊邑苑通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定第1号通所介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な第1号通所介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する第1号通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に第1号通所介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理評価を行う。

6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った第1号通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

デイサービスセンター豊邑苑通所介護事業所

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

広島県東広島市豊栄町能良413番地

(職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、第1号通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (6) 調理員 1名以上
調理員は、利用者の食事を提供する。
- (7) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者の栄養管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～金曜日 ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとする。ただし、サービス提供時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第8条 指定第1号通所介護の利用定員は、20名とする。

(居宅サービス定員を含む)

(第1号通所介護の内容)

第9条 指定第1号通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動の介助

- ウ. 通所の介助等その他必要な身体介護
- エ. 養護（休養）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア. 日常生活動作に関する訓練
 - イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ウ. グループワーク
 - エ. 行事的活動
 - オ. 体操
 - カ. 趣味活動
- (4) 送迎サービス
 - 障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
 - 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴（事業所専用浴槽）
 - イ. 特殊浴槽による入浴（共用浴槽：特別養護老人ホーム豊邑苑及び豊邑苑短期入所生活介護事業所と共用。）
 - 事業所の利用者の入浴時間（午前10時00分から午後12時00分までとする）
 - ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱
 - イ. 清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助
- (6) 食事サービス
 - ア. 準備、後始末の介助
 - イ. 食事摂取の介助
 - ウ. その他必要な食事の介助
- (7) 相談、助言等に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
 - ウ. その他の必要な相談、助言

（第1号通所介護計画の作成等）

第10条 第1号通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置

かかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に第1号通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った第1号通所介護計画を作成する。

- 2 第1号通所介護計画の作成、変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、第1号通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理評価を行う。

(第1号通所介護の利用料)

第11条 本事業所が提供する指定第1号通所介護の利用料は、三原市が定めた額とし、当該第1号通所介護が法定代理受領サービスとして提供された場合の利用料は1割、2割又は3割とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費 1食につき 650円
- (2) 前各号に掲げるものの他、第1号通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

紙下着 (M サイズ)	100 円/枚
紙下着 (L サイズ)	120 円/枚
おむつ	100 円/枚
歯ブラシ	100 円/本
入れ歯用歯ブラシ	500 円/本
尿取りパット	20 円/枚
学習療法教材費	2,200 円/月

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込または郵便振替により指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

東広島市（福富町、豊栄町、河内町、高屋町）、三原市（大和町）

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者はサービス利用にあたって、次に掲げる事項について留意する。

- (1) 事業所内の設備、器具等の使用に関しては、本来の使用方法でを使用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償を求められることがあること。

(2) 金銭、危険物、生き物及び食べ物については原則持込み禁止とする。

(サービスの提供記録の記載)

第14条 指定第1号通所介護を提供した際は、その提供日及び内容、当該指定第1号通所介護について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第16条 提供した指定第1号通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する第1号通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 第1号通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議する。また、研修会を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第19条 第1号通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第20条 第1号通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 22 条 事業所は利用者本人及びその他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所が緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の方法、時間帯及び時間を説明し、同意をうけた後行うものとする。
- 3 事業所は身体的拘束等を行う場合、経過観察記録を整備し、身体的拘束等を解除する為に鋭意検討を行うものとする。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画)

第 23 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して第 1 号通所事業サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 24 条 従業者等の質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

- 2 従業者等はその勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときはこれを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和元年 9月24日から施行する。
- この規程は、令和3年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和4年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和5年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和6年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和6年 7月 1日から施行する。
- この規程は、令和7年 11月13日から施行する。